

令和3年度 会計年度任用職員勤務条件一覧表(幼稚園助教諭)

公募職種	幼稚園助教諭(フルタイム)	幼稚園助教諭(パートタイム)	
申込み先	学校教育課		
1 勤務場所、職務内容	勤務場所:阿南市立幼稚園の内、阿南市教育委員会が指定する幼稚園 職務内容:幼稚園業務の補助及び預かり保育業務 ※年度途中において職員に欠員が生じた場合、担任等の業務に従事していただくことがあります。	勤務場所:阿南市立幼稚園の内、阿南市教育委員会が指定する幼稚園 職務内容:特別支援教育支援業務	勤務場所:阿南市立幼稚園の内、阿南市教育委員会が指定する幼稚園 職務内容:預かり保育業務、特別支援教育支援業務
2 応募資格	次の(1)~(2)要件を全て満たす方 (1) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方 (2) 幼稚園教諭免許状(令和 3 年3月 31 日までに取得見込みの方を含む。)	次の(1)~(2)の要件を満たす方で(3)の①②のいずれかに該当する方 (1) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方 (2) 4 月以降に副業の予定があり、本市での勤務時間との合計が法定労働時間(1 日 8 時間又は週 40 時間)を上回らない方 (3) ①②のいずれかに該当する方(給与額が異なります。) ① 幼稚園教諭免許状又は保育士資格証(令和 3 年3月 31 日までに取得見込みの方を含む。) ② 支援を要する幼児の支援等ができる方	
3 任用期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日	令和3年4月7日~令和4年3月 24 日	令和 3 年 4 月 2 日~令和4年3月 31 日
4 勤務時間	月曜日から金曜日までの週 5 日勤務 午前 8 時 45 分~午後 5 時 30 分までの 7 時間 45 分(休憩1時間)	月曜日から金曜日までの週 5 日勤務 午前 8 時 30 分~午後2時 00 分までの 5 時間 15 分(休憩 15 分) ※園により開始時間及び終了時間が異なります。	月曜日から金曜日までの週 5 日勤務 正午~午後5時30分までの 5 時間 15 分(休憩 15 分) ※園により開始時間及び終了時間が異なります。
5 週休日及び休日	原則として土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(幼稚園の行事等によって、勤務を割り振られる場合があります。)、年末年始(12 月 29 日~翌年 1 月 3 日)	原則として土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(幼稚園の行事等によって、勤務を割り振られる場合があります。) ・長期休業期間中(登園日を除く)の勤務はありません。ただし、勤務を希望する方については、預かり保育実施園において預かり保育に従事していただきます。 ※長期休業期間中・・・夏季休業期間、秋季休業期間、冬季休業期間	原則として土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(幼稚園の行事等によって、勤務を割り振られる場合があります。)、年末年始(12 月 29 日~翌年 1 月 3 日)
6 給与等	阿南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき支給します。 月額 160,100 円~165,900 円 (給与等は、令和 2 年 11 月 1 日現在のものであり、給与改定等により増減する可能性があります。) ・通勤旅費(通勤に係る費用弁償) ・期末手当 あり ※月の初日から末日までの間の実績に基づき、原則翌月21日に支払います。(支払は、口座振込により行い、所得税、社会保険料等を控除します。)	阿南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき支給します。 ①有資格者:月額 5,319 円 ②無資格者:月額 4,854 円 (給与等は、令和 2 年 11 月 1 日現在のものであり、給与改定等により増減する可能性があります。) ・通勤旅費(通勤に係る費用弁償) ・期末手当 あり ※月の初日から末日までの間の実績に基づき、原則翌月21日に支払います。(支払は、口座振込により行い、所得税、社会保険料等を控除します。)	
7 休暇制度	年次有給休暇(初年度 12 日、継続年数により最大 20 日。繰越可能)、夏季休暇、忌引、結婚休暇ほか		
8 社会保険等	健康保険(勤務が引き続いて 1 年を超えた場合は、公立学校共済組合徳島支部に加入するため、健康保険が公立学校共済組合徳島支部に代わります。)、厚生年金保険、雇用保険(6 か月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。)、通勤及び公務上での災害補償制度	健康保険(協会けんぽ)、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上での災害補償制度	
9 条件付き任用期間	採用後 1 か月の間は条件付任用となり、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。		
10 服務規律	一般職の地方公務員として業務に従事するため、正規職員と同じく地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。 ・服務の根本基準(法第 30 条) ・服務の宣誓(第 31 条) ・法令等及び上司の命令に従う義務(第 32 条) ・信用失墜行為の禁止(法第 33 条) ・秘密を守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第 35 条) ・政治的行為の制限(第 36 条) ・争議行為等の禁止(第 37 条) ※営利企業への従事(兼業)を行うことは可能ですが、一定の要件があります。上記の服務規律が課されるため、職務に支障をきたすおそれがある場合、職務の公正さを確保できなくなるおそれがある場合等には認められません。		
11 再度の任用	一会計年度内における任用のため、任期の延長(令和4年度に自動的に採用されること)はありません。令和 3 年度以降については、その職の必要性の判断と選考(勤務実績、面接等)を経ての採用となります。		